

援 護 費 支 給 基 準 額 表

妊産婦が属する 世帯の階層区分	援護費支給 基準額の区分	基準額	加算基準日額 〔 入院期間 が 7 日を超 えた場合の 1 日当たり の加算額 〕	特別加算額 〔 入院中に手術療法等 を受けた場合の加算額 〕	
				開 腹	分 娩 誘 発 そ の 他
生活保護法による被保護 世帯(単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関 する法律による支援給付 受給世帯	A	円 9,100	円 1,300	円 8,700	円 3,000
市町村民税非課税世帯	B	7,300	1,000		
所得税非課税世帯	C	6,400	900		
所得税の課税世帯の 所得税年額 15,000 円 以下 の 世 帯	D	5,500	800		
備考					
1 この表における所得税の額とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算された所得税の額(この所得税の額を計算する場合には、所得税法第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定、租税特別措置法第 41 条第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 2 並びに第 41 条の 19 の 2 第 1 項並びに第 41 条の 19 の 3 第 1 項の規定並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 9 号)附則第 18 条の規定は適用しないものとする。)をいう。					
2 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱については、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。					
3 世帯階層区分の認定は、当該妊産婦の属する世帯の構成員及びそれ以外の者に妊産婦を扶養しているもののうち、当該妊産婦の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。					